

議会だより

3月定例会

町議会3月定例会は3月9日(月)から24日(火)まで開かれ、36議案を審議し、33議案を可決し3議案を否決しました。可決した主なものは、昭和62年度一般会計予算案(修正可決)など各会計の予算案、61年度の補正予算案、条例の改正などです。否決したものは特別職の給与、議員の報酬の改正案です。また、網紀肅正調査特別委員会を設置しました。請願は2件上程され2件とも採択しました。一般質問には8人の議員が立ち、売上税問題、都市下水道、商工振興対策、疑惑チラシ、山田土地改良区などについて町長にたどりました。

日程

- 3月9日(月) 会期の決定。施政方針、議案の説明、質疑、討論、採決(議員提出議案)及び、委員会付託。請願の委員会付託。
- 10日(火) 議案の委員会付託。
- 11日(水) 総務文教委員会
- 12日(木) 産業建設委員会
- 13日(金) 厚生企業委員会
- 14日(土)・15日(日) 休会
- 16日(月)・17日(火) 一般会計予算審査特別委員会
- 18日(水) 網紀肅正調査特別委員会
- 19日(木) 一般質問
- 20日(金)~23日(月) 休会
- 23日(火) 網紀肅正調査特別委員会
- 24日(水) 議案の採決、請願の採決

36議案を審議し33議案を可決 昭和62年度の一般会計など 予算案成立

黒埼町議会会議規則の全部改正(議員提出議案第1号) 地方自治法第100条の規定による調査をするために特別委員会を設置。

新潟県町村議会議長会の標準「町村議会議規則の改正案」に基づき改正。改正した規則は議案、動議、議事などについて12条から成立。

黒埼町議会委員会条例の全部改正(議員提出議案第2号) 第1号と同様に改正。改正した規則は常任委員会、特別委員会、委員の任期などについて28条から成立。

網紀肅正調査特別委員会の設置(議員提出議案第3号) 黒埼町町長と黒埼町の死体の火葬等に関する事務の事務委託規約の変更(21) 火葬費を12歳以上の死体5千円(今まで1700円)に改定。ほか。

黒埼町国民健康保険条例の一部改正(22) 法改正に伴い、被保険者証を返還しない場合2千円以下の過料を科するもの。

区域外における公の施設の設置に関する協議(23) 町が新潟市小新地内にガス供給管を設置するもの。

黒埼町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止(6) 同条例を廃止

黒埼町老人医療費助成に関する条例の一部改正(10) 黒埼町議会議員の報酬及び給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正(12) 各種委員などの報酬を改定。主なものは次のとおり。

黒埼町特別職の給与並びに旅費に関する一部改正(9) 黒埼町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正(10) 黒埼町議会議員の報酬及び給与並びに勤務時間等に関する条例の一部改正(12) 各種委員などの報酬を改定。主なものは次のとおり。

黒埼町総合企画審議会条例の一部改正(8) 同条例と黒埼町都市計画審議会条例中の主管課を企画課から企画開発課に改めるもの。

黒埼町町長及び副町長の職務に関する条例の一部改正(11) 費用弁償等に関する条例の一部改正(11) ※この3議案は否決され、特別職の給与等は今までどおり、町長62万5千円、助役46万8千円、収入役41万6千円、教育長39万9千円、議長21万8千円、副議長17万5千円、常任委員長16万2千円、議員15万6千円に据え置かれた。

黒埼町報酬額及び費用並びに旅費に関する一部改正(9) 黒埼町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正(10) 黒埼町議会議員の報酬及び給与並びに勤務時間等に関する条例の一部改正(12) 各種委員などの報酬を改定。主なものは次のとおり。

黒埼町町長及び副町長の職務に関する条例の一部改正(11) 費用弁償等に関する条例の一部改正(11) ※この3議案は否決され、特別職の給与等は今までどおり、町長62万5千円、助役46万8千円、収入役41万6千円、教育長39万9千円、議長21万8千円、副議長17万5千円、常任委員長16万2千円、議員15万6千円に据え置かれた。

黒埼町町長及び副町長の職務に関する条例の一部改正(11) 費用弁償等に関する条例の一部改正(11) ※この3議案は否決され、特別職の給与等は今までどおり、町長62万5千円、助役46万8千円、収入役41万6千円、教育長39万9千円、議長21万8千円、副議長17万5千円、常任委員長16万2千円、議員15万6千円に据え置かれた。

黒埼町町長及び副町長の職務に関する条例の一部改正(11) 費用弁償等に関する条例の一部改正(11) ※この3議案は否決され、特別職の給与等は今までどおり、町長62万5千円、助役46万8千円、収入役41万6千円、教育長39万9千円、議長21万8千円、副議長17万5千円、常任委員長16万2千円、議員15万6千円に据え置かれた。

黒埼町町長及び副町長の職務に関する条例の一部改正(11) 費用弁償等に関する条例の一部改正(11) ※この3議案は否決され、特別職の給与等は今までどおり、町長62万5千円、助役46万8千円、収入役41万6千円、教育長39万9千円、議長21万8千円、副議長17万5千円、常任委員長16万2千円、議員15万6千円に据え置かれた。

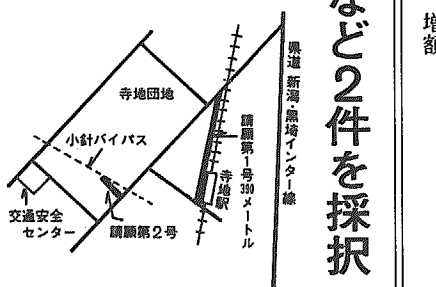
選挙管理委員 13万2千円(年) 監査委員 3万4千円(月) 教育委員 2万7千5百円(月) 公民館長 16万円(年) 農業委員 2万9千5百円(月) 青少年問題協議会委員、保育所運営委員、表彰委員会委員、民生委員推薦委員、都市計画審議会委員、商工振興審議会委員、図書館協議会委員、防犯会議委員、以上は職務のとき一日4千2百円。

黒埼町消防団員の定員、任免、給与、勤務等に関する条例の一部改正(13) 消防団員の報酬を改定 団長10万5千円 副団長6万8千円 分団長4万7千円 副分団長3万6千円 部長3万1千円 班長2万3千円 団員1万6千円(全額)

黒埼町防災会議条例の一部改正(14) 防災会議委員に国・県の職員を加えるもの

黒埼町町長及び副町長の職務に関する条例の一部改正(11) 費用弁償等に関する条例の一部改正(11) ※この3議案は否決され、特別職の給与等は今までどおり、町長62万5千円、助役46万8千円、収入役41万6千円、教育長39万9千円、議長21万8千円、副議長17万5千円、常任委員長16万2千円、議員15万6千円に据え置かれた。

黒埼町町長及び副町長の職務に関する条例の一部改正(11) 費用弁償等に関する条例の一部改正(11) ※この3議案は否決され、特別職の給与等は今までどおり、町長62万5千円、助役46万8千円、収入役41万6千円、教育長39万9千円、議長21万8千円、副議長17万5千円、常任委員長16万2千円、議員15万6千円に据え置かれた。



町道認定改善に関する請願書(請願第1号) 提出者 寺地下自治会長 真柄清作

町道認定など2件を採択 黒埼町交通安全センター

町道認定など2件を採択 黒埼町交通安全センター

町道認定など2件を採択 黒埼町交通安全センター